

# 日常生活圏域について

令和3年度

第2回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会

令和3年9月22日

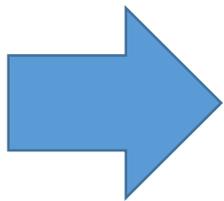
# 本日の資料の内容について

- 今回の資料は、日常生活圏域に関するこれまでの議論や、内容の大枠をお示しするものとなります。
- 次回の審議会（令和4年1月～2月頃を予定）では、介護保険料などとの関連も含めて、詳細な検討を行います。
- 次回の審議会の際に、改めて、今回の内容に関する補足説明も行います。

# 日常生活圏域とは

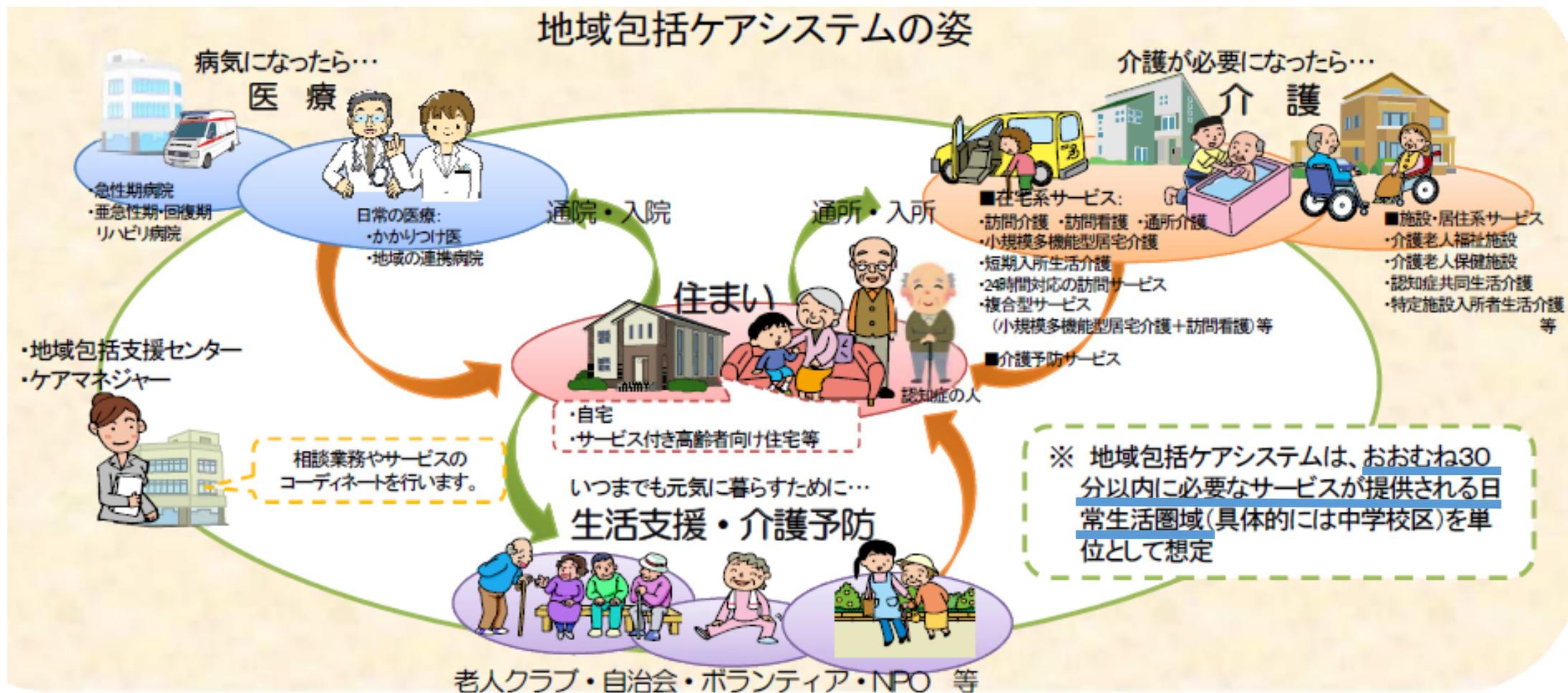
市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、各市町村の高齢化のピーク時まで目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、例えば中学校区単位等、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めること。

(介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針)



摂津市では、第3期計画策定時(平成18年)に、諸条件を検討し、「安威川以北圏域」と「安威川以南圏域」の2つの圏域を設定。

# 日常生活圏域とは



※出典:平成28年3月 地域包括ケア研究会報告書

# 摂津市内の状況



※出典:第8期せつつ高齢者かがやきプラン

# 第8期計画の策定にかかる答申

■第8期計画の策定にあたり、下記の通り答申をいただいている。

## 1. 地域の実情に応じた取り組みを促進する日常生活圏域設定について

我が国ではおおむね30分以内に必要なサービスが提供される中学校区を基本とした日常生活圏域を単位として、地域包括ケアシステムを構築することが想定されています。

摂津市では、第3期計画から、市の中心部を流れる安威川を境に、「安威川以北圏域」と「安威川以南圏域」の2つの圏域が設定されてきました。令和3年度には「安威川以南圏域」を担当するサブセンターが設置予定であり、サービス提供の利便性の向上やサービス基盤の充実が期待されますが、安威川以南圏域は東西に広く、2圏域では取り組みづらい面もあります。2025年の本市の姿を見据えて、市民へのさらなるサービス提供の利便性の向上やサービス基盤の充実を図り、市民の支え合い活動を促進するため、圏域の見直しの検討を進めてください。

# 第8期計画での記載

■第8期計画では、下記の通り記載している。

本市では、第3期計画から、これらの諸条件をもとに検討した結果、市の中心部を流れる安威川を境に、「安威川以北圏域」と「安威川以南圏域」の2つの圏域を設定してきました。第8期計画でも、この2つの圏域を日常生活圏域としますが、2025年の本市の姿を見据えて、市民へのさらなるサービス提供の利便性を考慮し、第9期計画に向けて、第8期計画期間中に圏域の見直しを含めた検討を行います。

※出典：第8期せつつ高齢者かがやきプラン(p.40)

# 昨年度の審議会でのご意見

日常生活圏域の設定というところに関わる問題ですが、厚労省が地域包括ケアシステムの中で、日常生活圏域については原則として30分以内で福祉サービスに到達することができるものを圏域として設定し、その中でいろいろな社会資源、福祉、医療の支援を確保したりすることが前提であり、具体例として中学校区であると明記され、それぞれの市町村の状況によって弾力的に運用できると述べられています。機械的に中学校区に設定しなさいや、小学校区のほうがいい場合もあるだろうし、あるいはもう少し広くても問題ないということもあるかもしれません。

(令和2年度 第3回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会)

日常生活圏域を5つに分けて、資源をそれぞれすぐに作らないといけないという問題ではなく、もう少し弾力的に圏域を合わせて運用するなど、運用の弾力化と、市全体を考えた場合に、昔から言われてきた以南、以北で分けて高齢者の生活を把握できるのかということには、疑問を感じますので、ご検討いただいたほうが良いと思います。

(令和2年度 第3回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会)

# 昨年度の審議会でのご意見

日常生活圏域の設定において、市民の利便性も考慮するならば、中学校区を圏域と定め、そのうえで緩和的な措置として、2ないし3の圏域を合わせて考えることも可とすべきではないか。

(令和2年度 第2回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会(書面開催))

# 北摂他市の状況

	人口	高齢者人口	75歳以上人口	面積	中学校数	日常生活圏域数	1圏域あたり面積	1圏域あたり人口	1圏域あたり高齢者人口	1圏域あたり75歳以上人口
豊中市	409,193	105,053	56,107	36.39	17	7	5.20	58,456	15,008	8,015
池田市	103,730	27,930	14,940	22.14	5	2	11.07	51,865	13,965	7,470
吹田市	373,978	89,203	45,834	36.09	18	6	6.02	62,330	14,867	7,639
高槻市	351,341	102,417	54,832	105.29	18	4	26.32	87,835	25,604	13,708
茨木市	283,060	68,218	34,117	76.49	14	5	15.30	56,612	13,644	6,823
箕面市	138,373	34,850	18,068	47.9	8	14	3.42	9,884	2,489	1,291
摂津市	86,676	22,239	11,190	14.87	5	2	7.44	43,338	11,120	5,595

※出典:

- ・人口、高齢者人口、75歳以上人口、日常生活圏域数=令和元年地域包括支援センター機能評価
- ・面積=令和元年大阪府統計要覧
- ・中学校数=令和3年6月25日に各市のホームページを参照
- ・「1圏域あたり」については、各種数値を日常生活圏域数で割り、機械的に計算。

# 北摂他市の状況

## ■中学校数と日常生活圏域数

- 箕面市は日常生活圏域数が中学校数より多い。(小学校数と同じ)
- その他の市については、日常生活圏域数が中学校数より少ない。

# 摂津市内の状況

圏域	校区	人口	高齢者人口	75歳以上人口	2027年 高齢者人口 (推計)	介護保険事業者等					面積	
						居宅介護支援	特養	老健	住宅型有料	サ高住		
以北	1中	24,833	5,872	3,145	5,799	4		1	2		2.174	4.738
	3中	20,889	5,036	2,563	4,121	9	1			1	2.564	
以南	2中	16,697	4,176	1,965	4,982	2	1		1	1	3.324	8.468
	4中	14,900	4,202	2,198	4,227	2		1	2	4	2.641	
	5中	9,529	3,013	1,432	3,263	4	3		1	3	2.503	

※出典:

- ・人口、高齢者人口、75歳以上人口、介護保険事業者等=第8期せつつ高齢者かがやきプラン(特養には小規模特養を含む)
- ・2027年高齢者人口(推計)=2040年問題を背景とした行政課題等の分析及び解決に向けた基礎調査等支援業務報告書
- ・面積=令和元年度版摂津市統計要覧

ただし、淀川河川敷、安威川河川敷については、面積に含まれないため、校区の合計は市域面積とは合致しない。  
また、統計要覧には町字別面積のみ掲載されている。

浜町については、1中校区と4中校区が混在しているが、校区毎の面積がないため、1中校区として集計した。

# 摂津市内の状況

圏域	校区	人口	高齢者人口	75歳以上人口	病院・診療所	歯科診療所	薬局	面積	
以北	1中	24,833	5,872	3,145	10	10	7	2.174	4.738
	3中	20,889	5,036	2,563	30	19	15	2.564	
以南	2中	16,697	4,176	1,965	8	6	6	3.324	8.468
	4中	14,900	4,202	2,198	2	4	2	2.641	
	5中	9,529	3,013	1,432	2	3	2	2.503	

※出典:

・大阪府医療機関情報システム(令和3年8月10日確認)

・大阪府薬局情報検索(令和3年8月10日確認)

※病院・診療所、歯科診療所には、摂津市医師会・摂津市歯科医師会・摂津市薬剤師会に非加入の機関を含む。

# 今後のスケジュール

■今後の主なスケジュールは下記の通り。

時期	会議等	内容
令和3年9月(今回)	令和3年度 第2回審議会	<ul style="list-style-type: none"><li>・圏域に関する情報共有</li><li>・これまでの議論の整理</li><li>・北摂他市の状況について</li></ul>
令和4年1~2月頃	令和3年度 第3回審議会	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護保険料などへの影響について</li><li>・圏域の変更にもなう影響について</li></ul>
令和4年4月~	令和4年度審議会	<ul style="list-style-type: none"><li>・圏域案の提示・検討</li><li>・圏域の設定に関する方向性の決定</li></ul>
令和4年12月~令和5年2月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施	計画策定にかかわる事前調査の実施 (圏域設定の方向性に基づいた分析)
令和5年4月~令和6年3月	令和5年度審議会 (年5回程度を予定)	第9期事業計画の策定(年度末に策定) 第9期以降の圏域について計画に記載
令和6年4月~	新しく設定した圏域での運用となる。	

# 圏域について

- 今後の審議によりますが、大きくは下記のような形が考えられます。
  - 現在の安威川以北・安威川以南の2圏域を維持するが、取組内容によっては、より地域をわけた取組とする。
  - 圏域数は2圏域を維持するが、圏域の分け方を変える。
  - 圏域数を増やす。

# 今回の審議会でご意見をいただきたいこと

■事務局として、今回の審議会で議論や意見をいただきたい  
主な点は下記の通りです。

- 圏域案として検討をすべき区分の案

- 圏域の検討にあたって、行政や他の委員に伝えておきたいこと

(その他についても、多様な意見交換をいただきたいと思います)